

## 規約の運用について

自治会活動をより円滑に遂行するために、規約第32条の規定（本会の運営に関する必要な事項を別に定めることができる。）により規約の運用について定める。

### 1. 班長の選出、班長の免除、70歳を超える班長のその年度の会費

(1) 班長の選出は、原則として各班の会員の持ち回りによって決めるものとするが、次に該当する場合は、班長の任務が免除されるものとする。ただし、本人が承諾する場合はその限りではない。

- ① 連合の役員、自治会の会長、副会長、書記、及び会計の任期中、又は、就任する場合。
- ② 世帯主及びその配偶者が共に高齢であり、班長を務めることが困難であると班の中の会員と協議の上、現班長が認めた場合。  
但し、同居家族（2世帯住宅含む）に高齢ではない方が居る場合は、免除されない事とする。
- ③ 世帯の中に介護を要する方を抱えている場合。
- ④ 常時住居していない場合。
- ⑤ 家庭やからだの事情等により班長を務めることが困難であると班の中の会員と協議の上、現班長が認めた場合。

(2) 70歳を超える役員は、その年度の自治会費を免除するものとする

「70歳を超える」とは、「任期開始日の既に70歳の誕生日を迎えている」を言うものとする

### 2. 役員（監査、班長を除く）及び委員の免除

自治会の役員（監査、班長を除く）並びに連合の役員及び委員就任者は、次回の班長就任時に此等役員及び委員を一回のみ免除される。

班長選出で、世帯主及び配偶者が共に高齢であるが、本人が承諾し班長に就任した場合、自治会の役員（監査、班長を除く）並びに、連合の役員及び委員の就任は、免除される。ただし、いずれの場合も、本人が承諾する場合はこの限りではない。

### 3. 委任状

総会に欠席する場合には委任状の提出を必要とするが、運営委員会並びに班長会の場合は、電話等で最終的に会長に連絡することで、委任状に代えることができるものとする。

### 4. 代理人届

総会及び班長会に代理人を出す場合は、代理人届を提出することになっているが、代理人が正会員の配偶者の場合は、これを省略することができるものとする。

### 5. 会費の納入

- (1) 区域内に居住し、区域内に二つ以上の家屋を取得している会員の会費は一户当たりの額とし、所属する班の班長に納入するものとする。
- (2) 経済的な事情等により、期間中に会費を納入することが困難な場合には、会長の了解を得た上で、会費を一時延納することができるものとする。
- (3) 新入会の会員（再入会は除く）は、入会の謝礼として更に1か月分を減額する。

## 6. 役員の任務

役員の任務については規約で定めているが、それぞれ下記の任務を遂行するものとする。但し、市政協力員を兼務するときは、次の任務で、市行政に協力する。

- ・ 市や社会福祉協議会等からの回覧書類を会員へ配布する。
- ・ 市内一斉清掃に協力する。
- ・ 募金活動に協力する。
- ・ 各年度期間中に、会長、運営委員会で協議決定合意した活動を含むものとする。

### (1) 会長

- ① 本会の運営を総轄する。
- ② 事業計画を推進し、実行する。
- ③ 総会、班長会、運営委員会及び必要に応じて専門委員会を開催する。
- ④ 自治連合会の理事として、連合会大会に出席する。
- ⑤ 会員からの市への要望事項をとりまとめ、市と折衝し要望書を提出する。
- ⑥ 会員の入会及び退会脱会を把握する。
- ⑦ 副会長、会計、書記、監査、並びに代議員、連合理事を選出する。
- ⑧ 総会資料や議事録（総会、班長会等）等の書類を承認し、保管する。
- ⑨ 会員が死亡した場合は、その葬儀に参列する。
- ⑩ 水銀灯が点灯しない場合は、市に連絡する。

### (2) 副会長

- ① 会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- ② 事業計画を立案し、本会の円滑な運営に当たる。
- ③ 総会、班長会、運営委員会に出席し、班長会の議長を務める。
- ④ 自治連合会の理事に選出された場合は、連合理事会並びに連合会大会に出席する。

### (3) 会計

- ① 本会の金銭出納の財務を担当し、収入（会費、市からの交付金等）及び支出（連合会分担金、募金、事業活動費等）を管理する。
- ② 決算報告書を作成し、総会で報告する。
- ③ 予算（案）を作成する。
- ④ 総会、班長会及び運営委員会に出席する。
- ⑤ 自治連合会の監査として連合会の会計を監査する。また連合会大会に出席する。

### (4) 書記

- ① 総会資料並びに総会及び班長会の議事録を作成する。
- ② 自治会会報など必要書類を作成する。
- ③ 本会関連文書書類の整理保管の統括管理に当たり、文書、データの保存対応に当たる。
- ④ 総会、班長会及び運営委員会に出席する。
- ⑤ 自治連合会の理事に選出された場合は、連合理事会並びに連合会大会に出席する。

### (5) 監査

- ① 本会の事業活動の執行状況及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- ② 総会及び班長会に出席する。また、必要に応じ運営委員会等に出席することができるものとする。
- ③ 自治連合会の理事に選出された場合は、連合理事会並びに連合会大会に出席する。

### (6) 部長、副部長及び部員

- ① 部長、副部長は、部の担当業務について部員の協力を得て、企画、立案、実施、報告を行う。
- ② 部長・副部長は総会、班長会及び運営委員会に出席する。ただし、部長の班長会への出席に関しては、会長、運営委員会で協議決定するものとする。
- ③ 部員は当該年度の班長を務める。
- ④ 自治連合会の理事に選出された場合は、連合理事会並びに連合会大会に出席する。

## (7) 班長

- ① 班を代表し、班を総括する。
- ② いずれかの専門部に属し部員として各部の役割事業活動を行う。
- ③ 専門部において、互選により部長副部長を選出する。
- ④ 当該班の会員の意見、要望、提案等を取りまとめ班長会に報告する。
- ⑤ 入会員(入居年月、住所、氏名、電話番号等)及び、脱会員(転出年月、住所、氏名)を会長に報告する。
- ⑥ 会費(500円/月・戸)は、原則として一年分を一括集金し、5月班長会に会計へ納入する。ただし、事情により分割する場合は、4ヶ月を最小単位とし、5月、9月及び1月の各月末までに会計へ納入する。  
会費を納入する時には、会費納入明細書を会計に提出し、受取り印を押してもらう。
- ⑦ 総会及び班長会に出席する。
- ⑧ 連合会大会に出席する。また、大会では代議員として決議権を行使する。
- ⑨ 回覧書類を会員に回覧する。
- ⑩ 市内一斉清掃時に当該班の参加会員を把握し、終了後参加会員にごみ袋を配布する。
- ⑪ 区域内の環境、防犯、安全その他に関して直接または間接的に見聞きした疑問、問題点がある場合、班長会で報告し、協議、決定内容に従って対応する(例:防犯灯、道路灯、ゴミステーション、落葉、不法投棄物、野生動物、不審者などなど)
- ⑫ 当該班の会員が死亡した場合は、住所、氏名、死亡年月日、通夜、告別式の日程を会長に報告する。
- ⑬ 班内の会員、非会員の状況(空き家、新入居、引っ越し等)を可能な限り把握し、それら情報を会長に伝え、会員非会員の状況把握に協力する。
- ⑭ 新規入会者に対し、自治会資料などを使い、説明情報伝達を会長に協力して実施する。
- ⑮ 次年度の班長を選出し、活動内容を文書にて引き継ぐものとする。
- ⑯ 連合会及び自治会行事において行事の推進役として班員へのPR、参加の勧誘を行なう。
- ⑰ その他班長会での協議決定事項、内容に従い活動を主体的、協力的に行う。

## 7. 部の業務

- (1) 総務部、環境部、レク部の3つの部を設ける。
- (2) それぞれに、班長をほぼ3等分して部員とする。
- (3) 各部には、6ブロック内の班長を必ず1人含める。
- (4) 総務部の業務分掌は、①回覧物の仕分け、一部配布、②備品管理、③消耗品管理、④出前講座の調整、⑤会員勧誘及び会員把握等事務である。
- (5) 環境部の業務分掌は、①一斉清掃行事の管理、②ごみSt及び資源回収Stの管理、③空き家空き地調査及び対策、④落ち葉用ごみ袋配付管理等の環境美化である。
- (6) レク部の業務分掌は、①芋煮会、②敬老の日行事等会員の親睦、福祉である。
- (7) 各部の業務は、前項に加え、各年度、会長と協議の上決定したものをこれに加える。

## 8. 協働事業

- (1) その活動において、自治会と協働で活動しようとする組織は、会則、会員名簿、年間計画、予算(助成項目、助成額)等の企画書を自治会に提出し、協議の上、協働事業締結を行う。
- (2) 本会の窓口担当は副会長とする。
- (3) 協働事業議案を班長会に掛け、承認を得た後締結をする。
- (4) 組織は、年度末に、活動報告及び決算書を提出する。
- (5) 協働事業は自治会事業であるので、自治会活動保険の対象となる。

## 9. 代議員の選出

規約第28条の規定に従い、代議員を選出する場合は、以下の要領とする

- 1) 当年度の班長を代議員候補とし、3月班長会で候補選出順を定めるものとする、ただし、当年度の班長以外から選出するケースが発生した場合はこれを優先し、最終選出に反映する
- 2) 選出された代議員名簿を自治連合会に提出し、欠員が出た場合には候補順に従い補充する

## 10. その他

- (1) 区域内に居住していない会員は、規約第30条第2号の規定（本会の事業活動への参加、協力）に拘束されないものとする。
- (2) 防犯灯は、道路の中心線を境界として班の範囲内に所在するものを管理する。なお、道路の片側のみに班が存在する場合は、道路の反対側の境界線までを管理範囲とする。
- (3) 会員状況、実態把握のために、年1回（第1回集金時）世帯ごとの同居ご家族状況を調査するものとする。調査要領は班長会で協議決定する。
- (4) 班内の世帯数は10世帯以上20世帯以下を目安とする。その範囲を下まわるとき又は、超えたときは班長会の承認を得た上で班を統合又は、分割するものとする。
- (5) 市の関係課取扱事項（下記を参考にし、各年度実態に合わせ確認対応する）
  - ・自治会会館等の建設・修繕に関する事項 市民活動支援課
  - ・防犯灯・交通安全啓蒙標識に関する事項 市民活動支援課
  - ・野犬・雑草処理に関する事項 環境管理課
  - ・廃棄物・ゴミステーションに関する事項 廃棄物対策課  
(クリーンセンター)
  - ・市道の維持補修、カーブミラー・ガードレール・道路照明灯 土木管理課
  - 啓発看板・道路表示等の道路安全施設に関する事項
- (6) 自治会活動を円滑に進めるため、区域を6ブロックに分ける。

## 附則

施工	平成 7年	8月 1日	
改定	平成15年	4月 6日	自治会費金額変更に伴う改定
	平成20年	1月 1日	1. 班長の選出②に但し、同居家族（2世帯住宅含む）に70歳未満の～を追記
	平成21年	4月 5日	6. (6). ④自治会費を600円から500円に改定
	平成22年	4月 4日	市の組織変更に伴う 7.その他 (5) 市の関係関係課取扱事項の改定
	平成26年	4月 6日	高齢者班長の役員委員免除追加
	平成27年	1月25日	部制導入に関し、第2項、第6項の(6)及び第7項の改定 第6項で役員の市政協力員兼務の追加 第6項で退会及び脱会の明確化に伴う任務内容改定 第7項で新しく設けた部制の業務について追加改定 第8項でブロック長を廃止に伴ないブロック制の継続明示の改定 廃語である合同班長会、スポレクを全体から削除
	平成28年	4月10日	5項（会費の納入）の(3)の新設 新規入会者への謝礼の明示 7項（部の業務）の改正 総務部と環境部の業務の変更 8項（協働事業）の新設 協働事業の運用について明記

平成29年 4月9日

第1項（班長の選出）

ただし書きの「希望する」を「承諾した」に修正する

③の「病人」を「方」に修正する

第2項（役員及び委員の免除）

文中、「希望で」を「承諾し」に修正する

さらに、最後にただし書きを追記する

第6項（役員の任務）の（7）

会費の一年一括納入を原則とすることをうたい、分割する

場合は3ヶ月を最小単位とすることとする

第9項（その他）の（3）

「会員数」を「同居ご家族情報」に修正する

平成30年 4月9日

第1項

⑤に班内協議の主旨を追記した

第3項

対象に運営委員会を加え、言葉を加え明確にした

第6項

1項目を追記し、任務の中に、各年度で協議決定したものを対象に加えた  
（4）書記の任務に、規約、細則の改正に合わせ、文書書類の統括管理を加えた。

（7）班長の任務に、⑬から⑰に加筆追加した

第7項

（7）に各年度に会長と協議決定したものを加える、とした。

第9項

（3）「会員数」を「会員状況、実態」に、「同居ご家族」を「ご家族」に修正し、調査要領は班長会で協議決定する、とした。

（5）市の関係関連に、記載内容を参考とし、各年度実態に合わせて確認対応する、とした。

令和2年 4月5日

第1項

（1）項を設け、現行の①～⑤の内、①については「連合会長→連合の役員」「青少年相談員→削除」の改正し、②については、（70歳以上を目安とする）を削除し、表現を⑤と整合とる形で改正する。

（2）項を設け、70歳を超える班長のその年度の自治会費を免除することを明示する。

令和3年 4月4日

第1項

（2）70歳を超える班長 → 70歳を超える役員 に改定

令和4年 4月4日

第2項

タイトルに（ ）を加筆し、役員（監査、班長を除く）及び委員の免除とし、班長免除ではないことを明確にする

令和6年 4月14日

表題参照規約参照条文の間違い訂正（第29条第1項→第32条）、

第7項の⑪、班長業務を現実に合わせて加筆修正

第9項 新規加筆、代議員の選出について、選出要領を明示

令和7年 4月13日

第6項 連合会理事は副会長、書記に限定しない方向で改定する

第9項 代議員の選出について、選出要領に代議員候補順を決める時期、班長以外から候補を選ぶケースも交えた選出要領を明示